

民間団体の福祉活動を支援します

助成制度のあらまし

急速な高齢化の進展、核家族の増加、女性の機会均等の拡大等により福祉の需要が高度化・多様化してきており、これらのニーズに対応するためには行政はもとより民間団体・企業及び地域住民の取り組みが必要です。

天草市では、福祉基金の一部を活用して、民間団体・企業・住民組織（以下「民間団体等」という。）の福祉活動を支援し、地域福祉の充実、拡大を図ることとしました。

1. 助成対象者

民間団体等で、助成対象事業を確実に遂行できるものとしします。

但し、次の事業は助成の対象になりません。

- ① 個人に金品を支給する事業
- ② 国、県または市の補助事業
- ③ 地方公共団体が事業の実施主体として行う事業
- ④ 営利を目的とする事業

2. 助成対象経費

助成の対象となる経費は、事業を実施するために直接必要と認められる経費とします。

但し、事業を実施することにより得られる収入（入場料等）で支出できる費用は助成対象経費から除きます。

3. 助成金額

助成金の額は、1つの事業について対象経費の1/2以内とし、50万円を限度とします。
（但し、1,000円未満の額は切捨て）

4. 助成期間

原則として、1年間とします。

但し、継続して行う必要がある事業については5年以内に限り助成することができます。

5. 申請期間

令和6年度の申請期間は4月1日（月）から9月30日（月）までとします。

6. 申請窓口

申請書の受付は、天草市役所健康福祉政策課健康福祉政策係（Tel 24-8805）にて受け付けます。

◆ボランティア活動の
促進に寄与する事業

ボランティアへの理解を深める事業
◇ワークキャンプ、研修会、講演会の開催
ボランティアの資質向上のための事業
◇ボランティアリーダー研修会の開催

◆障害者の社会参加と
自立に寄与する事業

障害者の社会参加と自立促進のための事業
◇親子手話教室の開催
◇スポーツ大会の開催
障害者への理解を深めるための事業
◇研修会、講演会の開催
◇障害者音楽会の開催

◆その他地域福祉の
増進に寄与する事業

地域福祉への理解を深めるための研修会や
イベント等の開催
◇高齢者や障害者にやさしいまちづくり研
修会やシンポジウムの開催
◇広報啓発のための福祉イベントの開催

◆高齢者の保健福祉の
増進に寄与する事業

在宅福祉の普及向上のための事業
◇介護技術指導研修会、講習会、福祉
機器展示会の開催
◇シルバーヘルパー事業
高齢者の健康、生きがいづくり事業
◇スポーツ大会の開催
◇健康講座、文化交流事業の開催

◆児童福祉の向上
に寄与する事業

児童の健全育成のための事業
◇親子自然とのふれあい体験事業
◇伝承芸能、遊び等の伝承

